

# 第4次 佐賀県男女共同参画 基本計画


(2016-2020)

概要版

～すべての人が自分らしく豊かに生きるために～



平成 28 年 3 月

 佐賀県

# 第4次佐賀県男女共同参画基本計画 (2016-2020)

## 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の形成は、すべての人々にとって、自分らしく生きることができる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会、「人を大切に、世界に誇れる佐賀」を目指すことであり、人口減少が進む中、将来にわたって活力ある佐賀県を維持するために重要なものといえます。

しかしながら、男女の生き方の多様化や、働き方改革が進む一方で、男女が平等に能力を発揮できる機会が十分に確保できたとは言えず、従来型の働き方や制度が障壁となっている現状があります。

第4次佐賀県男女共同参画基本計画は、こうした状況を踏まえ、副題を「すべての人が自分らしく豊かに生きるために」とし、社会の変化を考慮しながら、佐賀県における男女共同参画社会を実現するための施策を、総合的、計画的に推進するために策定しました。

## 基本計画の理念



## 男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会

## 計画の体系

### 基本方向 1 男女共同参画推進の基盤づくり

- 重点目標 (1) 男女共同参画意識の形成
- 重点目標 (2) 幼少期からの男女共同参画の意識形成

### 基本方向 2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

- 重点目標 (3) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 重点目標 (4) 生涯を通じた男女の健康支援
- 重点目標 (5) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

### 基本方向 3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

- 重点目標 (6) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革
- 重点目標 (7) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- 重点目標 (8) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

## 計画のポイント

- ① 貧困等による生活困窮者が幅広い層に広がっている現状を踏まえ、重点目標として「生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」を新たに設定
- ② 男性の家事、育児等への積極的な参画が、女性活躍を進めるための大きな鍵となることから、重点目標として「女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革」を新たに設定
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の国の基本方針を踏まえた「佐賀県女性活躍推進計画」として基本方向3「女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり」を位置づけ

## 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年（2016）年度から 32 年度（2020）年度までの 5 年間です。  
ただし、国内外の動向や男女共同参画に関する社会状況の変化等を考慮し、必要があれば内容の見直しを行います。



# 計画の内容

## 基本方向 1 男女共同参画推進の基盤づくり

### <現状と課題>

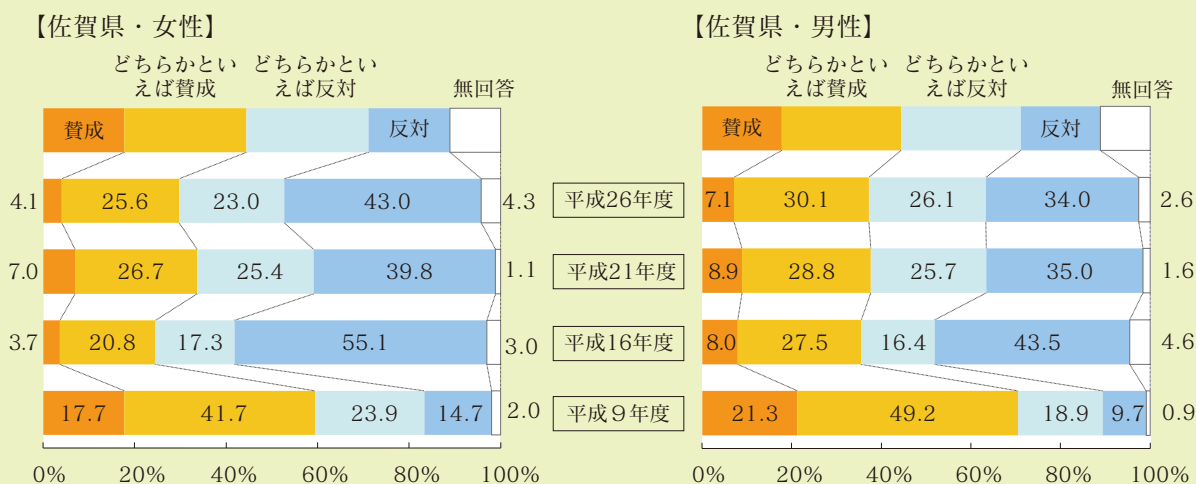
「男女共同参画」とは、固定的な性別役割分担意識の解消を目指すものであり、その基本として男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合うという考え方が必要です。

しかしながら、「男女共同参画」の本質である「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことである」という認識が十分広がっていません。

家事や育児・介護に積極的に参加する男性が増え、男女共同参画の考え方が徐々に浸透しつつあるものの、中高年世代の理解が進んでいないなど、世代によって意識には差がみられます。

男女平等や人権尊重についての意識は、幼い時から家庭や学校、地域の中で形成されます。そこで、保育所・幼稚園、小・中・高等学校、大学等の各段階において、家庭や地域とも連携しながら、男女共同参画の視点に立った人権教育やキャリア教育、性に関する指導を実施することが必要です。

### ■ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別役割分担意識について



資料：男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査

平成26年度に実施した調査では、性別役割分担意識に賛成する人の割合が平成21年度より、女性は減少しているものの、男性はほぼ変わっておらず、性別役割分担意識はまだまだ根深いことが分かります。

### <施策の方向>

男女共同参画社会とは、性別や年齢等を問わず、あらゆる人々にとって、それぞれの能力を活かすことができる暮らしやすい社会です。その実現が経済や社会全体の活性化につながることを広く県民に認識していただくよう、効果的な広報・啓発を行います。家庭や学校、地域が相互に連携し、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めます。また、子どもの頃からの男女共同参画の理解や将来を見通した自己形成ができるような取組を進めていきます。

### <具体的な施策>

#### 重点目標(1)

#### 男女共同参画の意識の形成

##### 具体的な取組

- ・啓発誌や各種セミナー、講演会の開催などによる県民への広報・啓発
- ・男女共同参画に関する実態把握・公表

#### 重点目標(2)

#### 幼少期からの男女共同参画の意識形成

##### 具体的な取組

- ・男女共同参画に関する教育・学習
- ・教職員を対象とした研修、指導者育成

## 基本方向2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

### <現状と課題>

DVやストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であるにもかかわらず、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分ではありません。

DV被害者は、暴力により孤立し、支援に関する情報が届きにくい状況に陥っていることも少なくありません。また、公的機関に相談する人の割合が非常に少ない状況です。

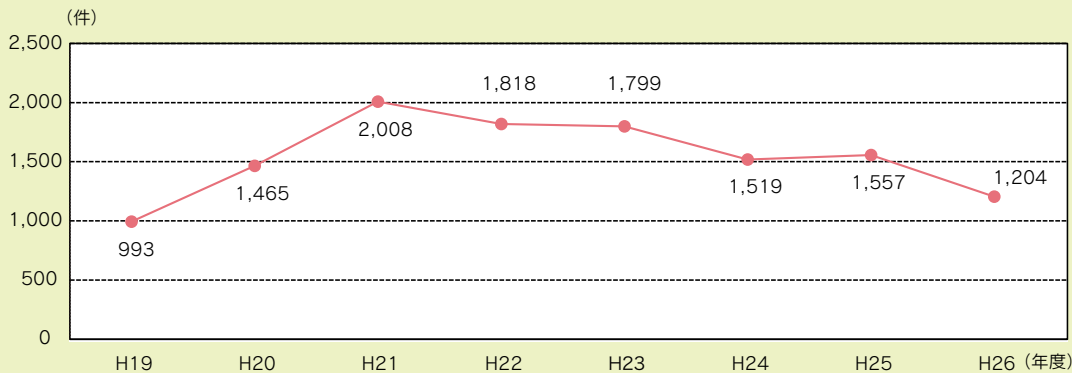
DV被害者は、就業や住宅、生活費、子どもの就学など、複数の課題を抱えていることが多いため、安心して生活できる場所や就労等の自立に向けた支援が必要です。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の概念が普及しておらず、女性の生涯を通じた健康教育支援の重要性が認識されていません。そのため、望まない妊娠や出産、または人工妊娠中絶をしている場合があります。望まない妊娠を予防するために、正しい性に関する知識の普及啓発が必要です。

貧困等による生活困窮者が幅広い層に広がっており、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備を進める必要があります。

ひとり親家庭、高齢者、障害者、在住外国人等に対しても、生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な施策が必要です。

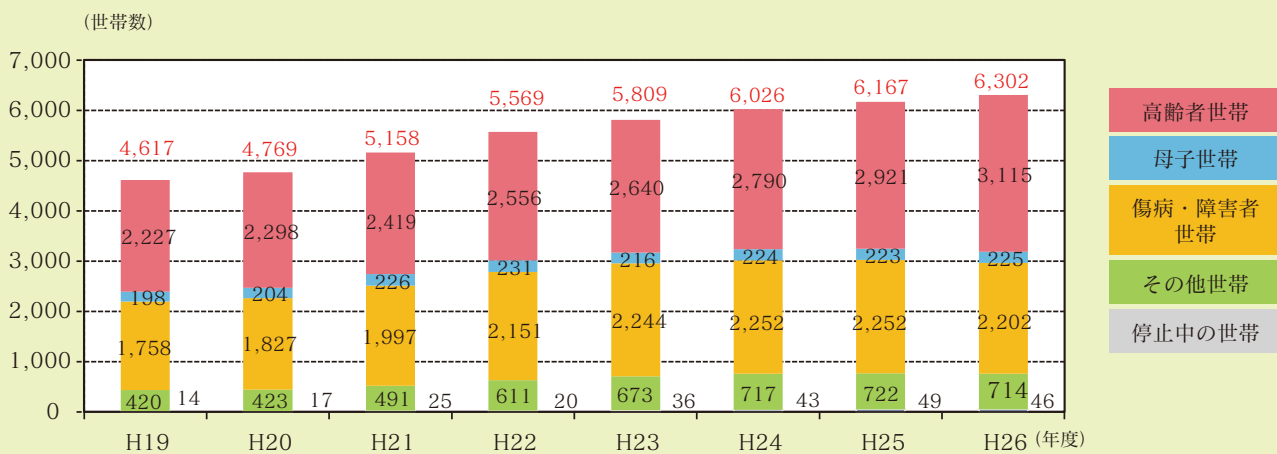
#### 配偶者暴力相談センターへの相談状況（佐賀県）



資料：配偶者暴力相談支援センター

平成 21 年度をピークに相談件数は、減少傾向にあるものの、1,000 件を超える相談があつており、相談につながっていない多くの被害者が存在する可能性も考えられます。

#### 生活保護世帯数（佐賀県）



資料：佐賀県地域福祉課調べ  
(数値は各年度3月時点)

県内の被保護世帯数は、増加傾向にあり、平成 27 年 3 月時点では 6,302 世帯で、平成 20 年 3 月時点と比較すると、36.5%増加しています。  
また、年々高齢者世帯の割合が増加しており、平成 27 年 3 月時点では被保護世帯全体の約 50%を占めています。

## <施策の方向>

---

学校や地域、職場での教育や学習を通じて、男女を問わずあらゆる暴力を許さない社会の意識啓発に努めます。また、関係機関の連携強化を図り、被害者の安心・安全に配慮した保護や自立支援を行っていきます。

男女の性差をお互いが十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう総合的な取組を推進します。学校で行う「性に関する指導」は、引き続き、家庭、地域、関係機関等と連携しながら推進していきます。

生活困窮者支援制度などの制度や仕組みを活用し、必要とされる支援を行います。ひとり親家庭に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困状況にある子どもへの教育支援を行います。

障害や国籍、性的指向や性同一障害について、人権尊重の観点から教育・啓発等を進めます。

## <具体的な施策>

---

### 重点目標(3)

#### 男女間のあらゆる暴力の根絶

##### 具体的な取組

- ・若年層を対象とする予防教育の推進
- ・DVや被害者支援に関する正しい理解を深める啓発や、相談窓口や法律に基づく制度の周知
- ・配偶者暴力相談支援センターと各種相談機関との連携体制の整備の推進
- ・相談員等に対し、二次被害を起さないための対応体制の整備と、研修等による資質向上
- ・性暴力被害者に対する急性期から回復に至るまで中長期的に支援する体制整備

### 重点目標(4)

#### 生涯を通じた男女の健康支援

##### 具体的な取組

- ・性と生殖の重要性についての正確な情報提供
- ・若い世代へ性感染症の正しい知識の普及啓発及び予防指導の充実
- ・長時間労働の抑制など労働環境の整備
- ・男性のための相談体制の一層の充実

### 重点目標(5)

#### 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

##### 具体的な取組

- ・ひとり親家庭や生活困窮者の状況に応じた包括的な支援
- ・女性の就業継続や再就職の支援
- ・男性も含めた働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進
- ・児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金など経済的支援策の実施
- ・高齢者、障害者、外国人等が安心して生活できる環境の整備

## 基本方向3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

### <現状と課題>

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男性にとっても仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。現状をみると、女性の管理職への登用や就業率が年々増加してきているなど、多くの分野において女性の参画が進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた女性の活躍は十分とはいええない状況が続いています。その原因の一つとして「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担意識などが考えられます。

指導的立場に立つ女性の不足も問題です。国政や地方の議会においても、女性議員が少ない現状があります。

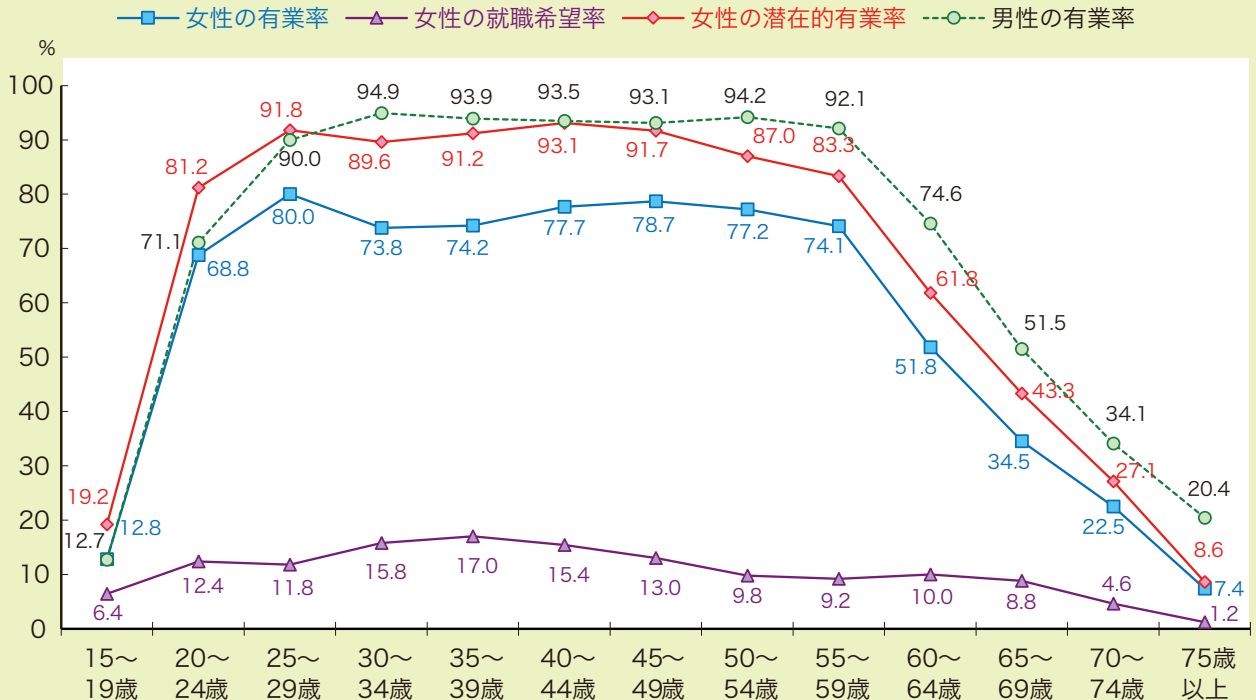
労働環境の整備が不十分であることや配偶者をはじめとする家族の理解不足などから、女性自身が企業・事業所において指導的立場を敬遠する傾向も見られます。男女を問わず「男性優位」の意識が残っており、経営者側のポジティブ・アクション（積極的改善措置）に対する理解不足、固定的な性別役割分担意識が、管理職への女性の参画が進展しない要因の一つとなっています。

男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進が、男性にとって、また、事業所にとっても、有益であることの理解がまだ十分ではありません。

仕事と生活の両立支援が規定されている事業所においても、育児休業を取得する男性は依然として少ない状況です。また、女性の育児休業取得は進んでいますが、依然として、出産・育児に際して就業を中断する女性が多い状況です。このため、制度を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、積極的な取得のための男性に対する意識の啓発が必要です。

男性の家事・育児への参画が進んでいないため、父親同士が交流する機会を設け、相互に啓発し合うことが必要です。また、女性や若い世代の男性など多様な住民が地域活動に参画するとともに、女性がリーダーとして活動に参画することが必要です。

### ■年齢階級別有業率（佐賀県）

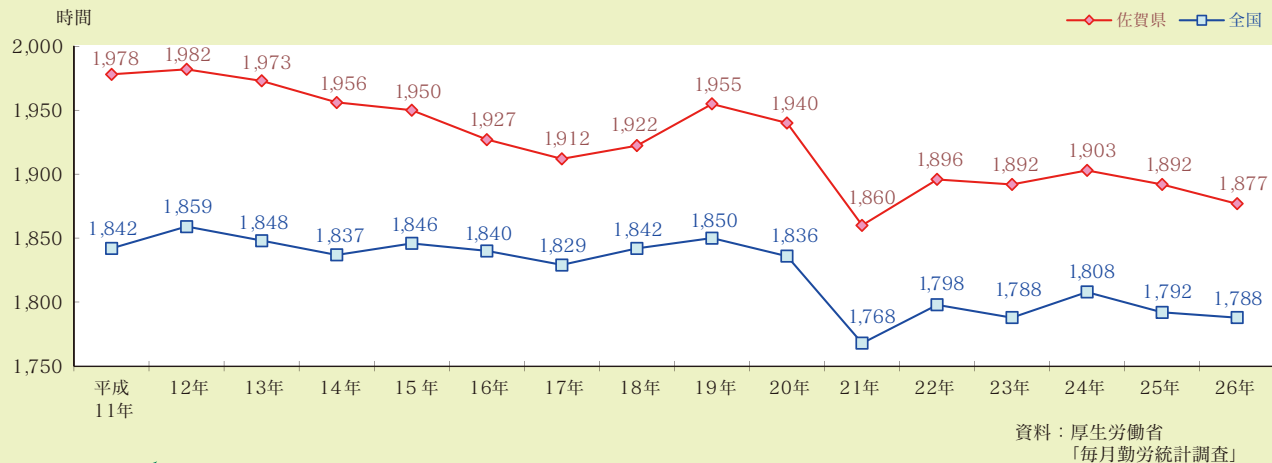


第一子出産を機に離職を余儀なくされたり、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性も多く、いわゆる「M字カーブ問題」はなかなか解消されません。

女性の有業率に就職希望率を加えた潜在的有業率では、全年齢層が男性の有業率に近づきます。働きたくても働けない女性が潜在的にいることがわかります。

資料：総務省  
「平成24年就業構造基本調査」

## ■労働者 1 人当たりの年間総実労働時間



佐賀県の常用労働者規模 30 人以上の事業所における労働者 1 人当たりの年間総実労働時間は、平成 26 年で 1.877 時間となっており、全国平均の 1.788 時間に比べると 89 時間長くなっています。

## < 施策の方向 >

家事、育児、介護、地域活動への参画についての意識啓発やセミナーなどを通じ、女性活躍推進に関する男性の理解促進や意識の改革を進めます。女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取組を促進するなど、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進等により女性の能力が発揮できるよう、意識啓発、情報提供、能力開発等の取組を進めるとともに、就業継続の支援に積極的に取り組みます。

女性の参画促進の重要性・必要性についての理解の促進と、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画促進を引き続き事業所・団体等へ働きかけます。

男女を問わず、仕事と家庭・地域生活のバランスの取れたライフスタイルが実現できるように、子育てや介護の支援の充実を図るとともに、事業所・団体等と連携し、働き方の見直し等の環境整備、特に男性が育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりを進めていきます。

## < 具体的な施策 >

### 重点目標 (6)

#### 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

##### 具体的な取組

- ・女性の経済的自立の重要性に関する様々な立場の人々への意識啓発
- ・女性の能力開発の取組、就業継続への支援
- ・男性の家事や育児参画意識を高め、女性の活躍を支える、「佐賀男デイ（ダンディ）事業」への取組
- ・起業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供

### 重点目標 (7)

#### 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

##### 具体的な取組

- ・女性の活躍の重要性に関する理解の促進や、企業への情報提供及び女性の管理職候補者養成
- ・市町の各種審議会委員等における女性の参画促進
- ・女性の参画の少ない団体等へのポジティブ・アクションの（積極的改善措置）取組の働きかけ

### 重点目標 (8)

#### 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

##### 具体的な取組

- ・子育て、介護に対する相談支援体制の整備と情報提供等の支援
- ・ワーク・ライフ・バランスについての効果的な意識啓発
- ・多様な働き方ができる勤務制度の導入など、職場環境の整備促進のための啓発
- ・男性の家事・育児や地域活動への参画を促進するため、情報や学習機会の提供



## 数値目標

基本方向 -重点目標	数値目標名	現 況	平成32年度ま での数値目標
		数 値	
1- (1)	性別によって役割を固定する考え方に同意する 県民の割合（男女参画・県民協働課）	男性) 37.2% 女性) 29.7%	30%未満
2- (3)	DV予防教育等講師養成講座受講者数 （累計）（男女参画・県民協働課）	6人	45人
2- (4)	性に関する指導を学校保健計画に位置付け、実践 する学校の割合（学校教育課保健体育室）	100%	100%
2- (5)	* 児童扶養手当全部支給者の割合（母子保健福祉課）	49%	43%
2- (5)	生活困窮者自立支援法に基づき作成したプランの 目標達成者の割合（地域福祉課）	—	30%
2- (5)	* 生活支援コーディネーター配置数（長寿社会課）	8人	62人 （H30年度）
2- (5)	365日対応できる障害者のための総合相談窓口の 整備数（障害福祉課）	9箇所	12箇所
3- (6)	女性の活躍推進佐賀県会議会員登録数 （男女参画・県民協働課）	60事業所	120事業所
3- (7)	市町の審議会等における女性委員の割合 （男女参画・県民協働課）	25.3%	30%以上
3- (8)	年次有給休暇の取得率（雇用労働課）	41.7%	70%
3- (8)	法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業所数 （雇用労働課）	18事業所	70事業所
3- (8)	子育て応援宣言事業所登録数（こども未来課）	273事業所	470事業所

\* 児童扶養手当全部支給者・・・児童扶養手当は、18歳までの子どもがいるひとり親家庭の親に対して支給される手当。所得制限により一定額を下回る所得の方には、全額が支給（児童扶養手当全部支給者）されるが、その額を上回る場合には、所得額に応じて段階的に減額（一部支給者・全部支給停止者）される。

\* 生活支援コーディネーター・・・ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体をコーディネートし、高齢者のための生活支援サービスの提供体制を整備するため、各市町村及び日常県域単位で設置。

# 佐賀県男女共同参画推進条例

2001年(平成13年)10月9日施行

男女が互いの人権を尊重しながら、性別にかかわらずその個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、基本的な考え方、県・県民・事業者などの責務を定めています。

## (1) 5つの基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

## (2) 県、県民、事業者の責務

### 県の責務

- ・男女共同参画の推進のための施策を総合的かつ計画的に策定・実施します。
- ・市町、県民のみなさん、事業者のみなさんと連携・協力して男女共同参画を推進します。

### 県民の責務

- ・職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進しましょう。
- ・県が実施する男女共同参画施策に協力をお願いします。

### 事業者の責務

- ・自らの事業活動の中で、男女共同参画を推進しましょう。
- ・県、市町等が実施する男女共同参画施策に協力をお願いします。

## (3) 基本的施策

- ・県民等の理解を深めるための広報・教育
- ・市町及び県民に対する支援
- ・情報収集・分析、調査研究の実施
- ・男女の人権侵害に関しての相談、施策に対する苦情への措置
- ・推進体制の整備
- ・県の附属機関等の委員の男女の均衡
- ・施策の実施状況の年次報告の作成、公表
- ・佐賀県男女共同参画推進審議会の設置



# 男女共同参画に関する用語

## 性別に基づく固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

## ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態のこと。

## ダイバーシティ

人間は人種や差別、年齢、身体障害の有無などの外見的な違いだけでなく、宗教や価値観、社会的背景、生き方、考え方など個々の「違い」を受け入れ、認め、活かしていくこと。

## M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

## リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

## ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するための必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

**佐賀県 暮らし環境本部 男女参画・県民協働課**

〒 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

☎ 0952-25-7062 FAX:0952-25-7338

Mail:[danjo-kenmin@pref.saga.lg.jp](mailto:danjo-kenmin@pref.saga.lg.jp)